



今、憲法問題を語る—憲法問題対策センター活動報告—

第19回 シンポジウム報告

「朝日訴訟1審判決から50年～生存権の過去と現在～」

憲法問題対策センター副委員長 西田 美樹 (54 期)

1 生存権保障の今を問いかける

東京弁護士会は、2月25日、当センターが企画した表記のシンポジウムを開催した。朝日訴訟といえは、憲法を学ぶ者であれば誰もが知っている有名判決である。そして、1961年に下された1審の浅沼判決は、憲法25条1項は人間に値する生存を保障しようとしたものとした非常に画期的なものだった。その判決から50年がたった今、この判決に学び、また今日の生存権保障がどのようなになっているか、シンポジウムを通して広く問いかけたものである。

2 映画「人間裁判」の上映

まず、朝日訴訟を支援する朝日訴訟対策委員会が1962年に制作した朝日訴訟の記録映画「人間裁判」が上映された。その中で、扶助費の基準である1か月ちり紙1束半が「健康で文化的な最低限度といえるか」について、政府側の証人が、「農村ではワラで用を足すものもある」と述べたというくだりがあり、貧困生活と「健康で文化的な生活」との隔たりを理解していないことに私は憤慨した。

3 小中元裁判官のビデオレター

続いて、1審判決の左陪席であった小中信幸弁護士（第一東京弁護士会）のビデオレターが上映された。小中弁護士は、当時の扶助費の、1年間パンツ1枚、2年間にシャツ1枚という基準を挙げ、自分ではどうい想像もつかないような生活であると述べていた。また、朝日さんの療養していた岡山療養所に尋問に行ったときの朝日さんの印象を「温厚な人」と表現した。療養所の炊事場から病棟までの長い坂を運ばれるうちに食事が冷たくなってしまう、その中で、病院食に彩りを添えるための補食費の存在というのは病人にとって必要であるとの感想を持ったと述べた。

そして「憲法は絵に描いた餅ではない」という浅沼裁判長の発言を紹介し、1審判決を契機として生活保護の基準が上がっていったことこそが、1審判決の意義であると述べていた。

4 パネルディスカッション

さらに、元朝日訴訟弁護団主任弁護士の新井章弁護士（第二東京弁護士会）と首都圏生活支援法律家ネットワーク事務局長の森川清会員をパネラーとしたパネルディスカッションを行った。

新井弁護士は、当時の療養所での生活について、入院患者の自治会である患者委員会が亡くなった患者の衣類などを有料で配給するような生活だったと話し、消息の絶えていた兄から送金された1600円をすべて国に取られることに対する原告朝日さんの人間的な怒りがあったと話した。温厚な人というだけでは裁判はできない。この、血も涙もない国のやり方に対する人間的な怒りが原告としての朝日さんを支えていたのであろう。また、日本各地で現在行われている老齢加算廃止を争っている生存権裁判について、通常の社会人として体面が保てないという原告の悲しみがあることをわかってもらいたいと話した。

森川会員は、1995年に底を打った生活保護人員が以後毎年増え、昨年11月現在で197万7000人、毎月増えている実情や、福祉事務所の水際作戦の実態などを交えて、まだまだ不十分な生活保護費が、最低賃金などの他の施策に影響を与えている矛盾を鋭く突いた説明があった。

5 シンポジウムを終えて

裁判が社会を動かす力となることがある。朝日訴訟はまさに社会を動かし、50年たった今なお生き続けていることを痛感した。